

撮影・無断転載・無断使用は禁止しております

第 10 回 動物福祉市民講座の質問回答

先生方へ寄せられた質問へのご回答をいただきました。

ご回答ありがとうございました。

<質問>

略式命令の罰金 10 万円も前科になるのですか？

<細川先生 ご回答>

略式命令で罰金 10 万円も、裁判所による有罪判決なので、「前科」です。

<質問>

ご説明の中で、占有者、所有者、所有権という用語が出てきました。狂犬病予防法、動愛法で統一されているわけではないと思います。占有者と所有者の違いは何でしょうか。民法を読んでも理解できませんでした。

<浅野先生 ご回答>

占有者はその物を事実上支配する者（民法。刑事法だと「所持」する者）。

所有者は所有権を持っている者。

動物の飼い主は通常は所有者兼占有者なので分ける実益は少ないですが、必ずしも一致しないこともあります。例えば民法 718 条（動物占有者責任）1 項は、あくまで「占有者」の責任なので、所有者と占有者が異なる場合、原則として、占有者が負うこととなります（例えばペットのシッターが散歩中に事故を起こした場合）。（所有者が負うかどうかは別の話となる。）また、狂犬病予防法による登録義務などは所有者だけだが（4 条など）、予防注射接種義務は所有者の他占有者（5 条「管理」）にも義務付けられています。動愛法は、7 条は所有者と占有者いずれにも（飼い主責任を）義務付けているが、繁殖制限措置は所有者のみに義務付けています（37 条 1 項）。所有者は動物を占有してなくても所有者です（例えば馬主とか）。というわけで別の概念です。

<ご質問> 上げ馬神事について

・第五章雑則（獣医師による通報）第四十一条の二

三重県の上げ馬神事において、獣医師による通報義務を守っていないこと。監視役で県職員獣医師と祭り関係者が用意した獣医師がいますが、祭馬の虐待を見ても何も行動していません。この祭りに関しては何十年も前から虐待が繰り返され、虐待に関する行政の勧告や刑事告発も過去にあり、昨年の出来事は想定外や初見ではなく、十分に予見しうるもの

撮影・無断転載・無断使用は禁止しております

でした。職務怠慢、義務不履行に対する罰則が無いのが、不履行の大きな要因と考えますがいかがでしょうか。

・第六章罰則 第四十四条

愛護動物に対する虐待行為の「みだりに」が曖昧であり、虐待を行っている側に都合良く解釈されていること。本来「みだりに」は業務上やむを得ない行為、これ抜きでは業務が成り立たない最低限必要な行為に法的根拠を与えるためだと思います。ところが三重県の上げ馬神事を指導する行政組織は「みだりに」を暴力の程度評価に解釈しているように思います。(祭りの中の出来事であり虐待とは言い切れない等の曖昧な評価をしている)

何がみだりになのか、ケースバイケースの線引きを分かりやすくすることが必要と考えますがいかがでしょうか。

・各自治体での動物愛護に対する解釈が異なること。2023年の出来事で言えば島根県の乳牛牧場での虐待は、SNSに虐待動画が出てから島根県および島根県警の動きは迅速でした。虐待であるとの判断が速く、我々一般人の感覚に近いものでした。対して三重県では上げ馬に対する忖度からか、非常に動きが遅く、一般人感覚から乖離しているため、批判を増幅させていると思います。このような行政の動き方は全国的に統一すべきものだと思いますが、何が障壁になっているのでしょうか。

・このような動物愛護法がちゃんとあり、それを破る虐待者と、虐待を受けた動物がおり。その上で動物虐待を抑制・指導すべき行政や警察官が、虐待について認識が甘く動いてくれない場合には何かできる事はないでしょうか多度の上げ馬神事の話をしています。突発的に起こる動物虐待事案とは異なり、上げ馬神事は何年も苦情や告発を受けてなお開催し続けています。そこには多度はもとより、暴力・虐待を何年も見過ごしてきた行政の堕落があると感じています。行政ぐるみだとしか思えず、許せません。何かできることはないでしょうか獣医師には「虐待を疑われる場合の通報義務」があるはずですが、祭りに参加した獣医師に対してなにかできることはないでしょうか。

<浅野先生 ご回答>

「みだりに」を暴力の程度評価に解釈しているとの指摘、なるほどと思いました。

本来、みだりには、正当な理由なく、とか、法定の除外事由なく、の意味なので、まず正当な理由があるかを判断した後で（みだりににあたると判断されれば）、では上げ馬神事の指導方法の程度は？という話になるはずですが、実際の警察の判断では、そもそも祭りとして風俗、社会的慣習としてその地域に許され、その祭りの方法に則って行っている以上、法（慣習法でしょうか）の除外事由があるのだ、と判断しているのかもしれない。神事の方法についてまずは内部規定を作っていく（地元自身の圧力で作る必要があるでしょうが）、それに違反しているよね、という内部の話から始める必要があるのかもしれないね。とはいえ、20年近く前に比べて今回は動いたのは微々たる社会通念の前進とも評価できるのかもしれない。地方分権化により、全国的な統一はますます難しくなると思

撮影・無断転載・無断使用は禁止しております

ます。地方の風習や祭りにどこまで切り込めるか（例えば東京では闘犬禁止）難しいと思います。

<浅野先生 ご回答>

職務怠慢ではないか？というご質問について

その流れを受け令和元年改正動愛法では獣医師の通報義務が努力義務から義務になりました。公務員の不作為を罰する措置は難しいです。もともと国家からの自由（放っておいてくれ）が、国家による自由（福祉の充実）へと変貌してきて、公務員に作為義務を求めることが多くなってきたわけですが、人手と予算に限りがある中で、どこまで制度設計が可能かは心許ないです。住民による委員会などを組織して行政の不足部分を補っていく仕組みが必要かもしれません。市民オンブズマン制度などもなかなか日本では広まりませんが。

<細川先生 ご回答>

獣医師の通報義務に違反しても、動愛法の中にペナルティはないですし、「虐待を受けたと思われる動物を発見～」との文言なので、誰の目から見ても明らかに虐待というケース（多くはないと思います）でもなければ、事案に直面した獣医師が「虐待を受けたとは思わなかった」と主張すれば違反にもならないと思います。